

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

<p>路線名</p>	<p>利根川自転車道線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>加須市旗井字堤外二一三番 一地从ら 同市旗井字堤外二一三番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年七月二十九日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十八年七月二十六日付け埼玉県 行田県土整備事務所長告示第三号で告 示した道路予定区域の供用開始である。 延長一六五・二三メートル。</p>